

道東自動車道
串内橋（鋼上部工）工事

特記仕様書

令和8年8月

東日本高速道路株式会社 北海道支社

帯広工事事務所

目 次

1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 監督員及び主任補助監督員の権限	1
4. 配置技術者に関する事項	2
5. 設計業務の資格	3
6. 関連施設その他との関係	4
7. 作業日及び作業期間に関する事項	5
8. 工期に関する事項	6
9. カーボンニュートラル推進工事	7
10. 関連工事に関する事項	8
11. 工程表及び履行報告に関する事項	9
12. 工事用道路に関する事項	10
13. 工事用材料に関する事項	11
14. 支給品及び貸与品に関する事項	11
15. 残存物件の処理に関する事項	12
16. 保安に関する事項	12
17. 環境保全に関する事項	16
18. 補完検査に関する事項	17
19. 部分使用に関する事項	18
20. 現場環境改善に関する事項	19
21. 道路構造物点検の実施	19
22. 三者協議会に関する事項	20
23. 工事変更等検討会の設置	20
24. 工事細部に関する事項	21
25. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	37
26. 熱中症予防に係る対策費用について	38
27. クマ対策に係る費用	39
28. 快適トイレ	40
29. 補足事項	41

様式－１	・ ・ ・ ・ ・	不動産貸付申請書
様式－２	・ ・ ・ ・ ・	工程表
様式－３	・ ・ ・ ・ ・	工事工程報告
様式－４	・ ・ ・ ・ ・	残存物件調書
様式－５	・ ・ ・ ・ ・	再生資材供給可能量の照会について
様式－６	・ ・ ・ ・ ・	再生資材使用計画書
様式－７	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費計画書の提出について
様式－８	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費の増加費用に関する協議書
様式－８ (別添)	・ ・ ・ ・ ・	変更間接工事費計画書
様式－９	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費の増加費用見積書
様式－１０	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費の増加費用同意書
様式－１１	・ ・ ・ ・ ・	材料調達変更計画書の変更について
様式－１１ (別添)	・ ・ ・ ・ ・	材料調達変更計画書
様式－１２	・ ・ ・ ・ ・	材料調達実績報告書の提出について
様式－１３	・ ・ ・ ・ ・	カーボンニュートラル施工計画書
様式－１４	・ ・ ・ ・ ・	熱中症対策実施報告書の提出について
別添－１	・ ・ ・ ・ ・	三者協議会協定書 (案)
別添－２	・ ・ ・ ・ ・	施工確認願 (車両後退時の通信方法)

1. 工事概要

1-1 工事名

道東自動車道 串内橋（鋼上部工）工事

1-2 道路名

道東自動車道

1-3 工事箇所

自) 北海道勇払郡占冠村字中トマム (STA. 1006+00.000)

緯度 43° 03' 10" 経度 142° 38' 36"

至) 北海道空知郡南富良野町字落合 (STA. 1075+30.000)

緯度 43° 03' 41" 経度 142° 43' 02"

1-4 施工内容

橋名、橋長及び形式

橋名	橋長 (m)	形式
トマム橋	59.0m	鋼単純合成少数鈹桁橋
串内橋	271.0m	鋼5径間連続合成少数鈹桁橋

1-5 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-53「コリンズへの登録」について、位置情報及び工事概要の項目には、特記仕様書の1-3工事箇所及び1-4施工内容の記載内容を入力することとする。

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。また、契約書第1条に規定する仕様書に「調査等共通仕様書」を追加し、令和8年7月版を適用する。なお、共通仕様書に記載された適用すべき諸基準については入札公告時点の最新版を適用するものとする。

3. 監督員及び主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)

第12条第1項の規定に基づく説明先及び同法第18条第1項の規定に基づく報告先

(17) 特記仕様書29-5の規定に基づき行う工事費構成内訳書の提示、実績変更対象費の増加費用の協議、決定、通知

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」(2)のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

・ 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち下表の事項

章	項 目	内 容
1－25－1	安全対策	安全教育の提出先
19－4－3	交通安全要員計画	交通安全要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4－1 配置技術者の資格

主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たす技術者を専任で配置すること。

- (1) 主任（監理）技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種（鋼構造物工事業）に係る資格を有する者であること。
- (2) 監理技術者である場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4－2 配置技術者の工事経験

現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち、いずれかの者が平成23年度以降に元請として完成及び引渡し完了した次の施工経験を有すること。なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は本特記仕様書4－1（1）に示す資格を有している者でなければならない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

（工事経験）

- a) 鋼橋の工場製作（自社製作・外注製作問わず）
- b) 鋼橋を架設した工事

上記a), b) の工事経験は同一の工事及び同一の技術者でなくともよい。

4－3 監理技術者の専任義務の緩和について

4－3－1 共通仕様書1－7－3「現場代理人等の配置」（4）5）に記す特例監理技術者が兼務できる工事の工事範囲は以下の通り。

（対象範囲）

占冠ICから十勝清水ICを通過する市町村（占冠村、南富良野町、新得町及び清水町）

4－3－2 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなったときは適切に工事实績情報システム（コリンズ）への登録を行うこと。

4－3－3 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行った場合は、配置期間において施工体制点検等の場を活用して共通仕様書1－7－3「現場代理人等の配置」（4）8）で提出された内容の確認を行う。

5. 設計業務の資格

5-1 設計管理技術者及び照査技術者の資格要件

共通仕様書 1-18-1 「設計管理技術者及び照査技術者」に基づき監督員に通知する設計管理技術者及び照査技術者の資格については、下記によるものとする。

(1) 管理技術者

管理技術者は、受注者に所属する者とし、次のいずれかの資格を有する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- | | | | |
|---|--------------------------|-------------|----------------|
| 1 | 技術士 | 総合技術監理部門 | 建設－鋼構造及びコンクリート |
| 2 | 技術士 | 建設部門 | 鋼構造及びコンクリート |
| 3 | 上記2のいずれかと同等の能力と経験を有する者※1 | | |
| 4 | 国土交通省登録技術者資格 | 橋梁 | 計画・調査・設計 |
| 5 | RCCM | 鋼構造及びコンクリート | |
| 6 | 土木学会認定土木技術者 | 特別上級土木技術者 | 鋼・コンクリート |
| | | 上級土木技術者コースA | 鋼・コンクリート |
| | | 1級土木技術者コースA | 鋼・コンクリート |
| 7 | 土木学会認定土木技術者 | 上級土木技術者コースB | 鋼・コンクリート |
| | | 1級土木技術者コースB | 鋼・コンクリート |

※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る）にあつて、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。

※ 上記の資格について、現在の資格名称等（部門名称を含む。以下同じ。）と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。

(2) 照査技術者

照査技術者は、受注者に所属する者とし、次のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- | | | | |
|---|--------------------------|-------------|----------------|
| 1 | 技術士 | 総合技術監理部門 | 建設－鋼構造及びコンクリート |
| 2 | 技術士 | 建設部門 | 鋼構造及びコンクリート |
| 3 | 上記2のいずれかと同等の能力と経験を有する者※1 | | |
| 4 | 国土交通省登録技術者資格 | 橋梁 | 計画・調査・設計 |
| 5 | RCCM | 鋼構造及びコンクリート | |
| 6 | 土木学会認定土木技術者 | 特別上級土木技術者 | 鋼・コンクリート |
| | | 上級土木技術者コースA | 鋼・コンクリート |
| | | 1級土木技術者コースA | 鋼・コンクリート |
| 7 | 土木学会認定土木技術者 | 上級土木技術者コースB | 鋼・コンクリート |
| | | 1級土木技術者コースB | 鋼・コンクリート |

※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る）にあつて、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。

※ 上記の資格について、現在の資格名称等（部門名称を含む。以下同じ。）と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。

6. 関連施設その他との関係

本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりである。

（1）道路・鉄道関係

位置	路線名等	管理者名	摘要
STA. 1007+00 付近	村道	占冠村	
STA. 1007+00 付近 STA. 1074+60 付近	道道 136 号夕張新得線	北海道	
STA. 1073+00 付近	林道	上川南部森林管理署	
STA. 1074+60 付近	町道串内 1 号線	南富良野町	

（2）河川・水路関係

位置	路線名等	管理者名	摘要
STA. 1007+00 付近	宮武の沢川	占冠村	普通河川
STA. 1074+00 付近	ルウオマンソラプチ川	南富良野町	普通河川

（3）電力・通信施設関係

位置	路線名等	管理者名	摘要
STA. 1006+00～ STA. 1006+80 付近	通信線 (落合～トマム幹線)	N T T 東日本(株)	架空・路面下
STA. 1007+00 付近	電力線	北海道電力ネットワーク(株)	令和11年3月下旬 までに事業者が移 設予定 路面下
STA. 1007+00 付近	通信線	N T T 東日本 (株)	
STA. 1007+00 付近	通信線	北海道総合通信網(株)	
STA. 1007+00 付近	光通信ケーブル	占冠村	
STA. 1006+40～ STA. 1075+30 付近	光通信ケーブル メタル通信ケーブル 電源ケーブル	東日本高速道路(株)	
STA. 1074+60 付近	串内牧場電力線	串内牧場	架空・埋設

(4) ガス・水道関係

位置	路線名等	管理者名	摘要
STA. 1006+83 付近	第3配水管	占冠村	路面下φ75
STA. 1007+00 付近	第2送水管	占冠村	路面下φ100
STA. 1066+00 付近 STA. 1073+00 付近	串内牧場水道管	串内牧場	

上記(3)項の摘要欄に記載の撤去移設(仮移設を含む)は発注者又は各施設の管理者が行う。ただし、受注者の都合で移設を行う場合は、受注者の負担で行うものとする。なお、これらの場合、事前に移設計画書を監督員宛に提出し、承諾を得るものとする。

(5) その他

受注者は、上記以外の本工事に係る施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

7. 作業日及び作業期間に関する事項

7-1 冬季休止期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、工期内の11月16日から翌年4月30日までの期間は冬季休止期間として、本特記仕様書7-2に示す以外の現場の作業を行ってはならない。やむを得ず現場の作業を行う必要がある場合、受注者は作業理由とその施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。監督員は提出された冬季休止期間作業確認願の内容を確認後、その結果を書面にて通知するものとする。

なお、受注者の事由により冬季休止期間中に現場の作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとするが、監督員が冬季休止期間中の現場の作業を指示した場合の費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

7-2 冬季休止期間における作業

下表に示す作業については冬季休止期間に作業を行うものとし、受注者は施工に先立ち冬季施工に関する施工計画書を監督員に提出するものとする。

工事箇所	工事内容	摘要
串内橋	架設工及び床版工等関連作業	冬季休止期間中
トマム橋	架設工等関連工事	冬季休止期間中

7-3 夜間作業

片側交互通行規制に伴う作業については、共通仕様書1-13「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。

7-4 片側交互通行規制による工事予定

片側交互通行規制による工事の予定時期は下表に示すとおりとするが、詳細な日程、区間及び時間帯等については、現在関係機関と協議中であるため、協議完了後に別途監督員が指示するものとする。なお、受注者の責によらない理由により予定日数が変更となった場合は監督員の指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(1) 交通規制予定

道路名	区間	予定時期 (実作業時間)	予定日数	片側交互通行 規制実施工事	備考
道道 136 号 夕張新得線	トマム橋	4 月 21:00～翌 5:00	4 日間	本工事	鋼構造物の架設
		4 月 21:00～翌 5:00	10 日間	本工事	吊足場工設置
		11 月 21:00～翌 5:00	7 日間	本工事	吊足場工撤去
	串内橋	—	10 日間	本工事	P3～P4 間
林道	串内橋	—	12 日間	本工事	A1～P1 間

8. 工期に関する事項

8-1 余裕期間

本工事は、共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を配置することは要しない。また、現場に搬入しない資機材の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着手日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

8-2 猛暑対策に係る工期・施工時間帯の変更について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第 22 条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の

工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は、監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

9. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価を受けることができる工事である。

9-1 契約締結後の取り組みの提案

受注者はカーボンニュートラルへの取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式-13）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

9-2 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

（１）本工事で行う取り組み

（２）次のいずれかを行う取り組み

- ・ CO2 排出量の削減に寄与する取り組み
- ・ CO2 の吸収に寄与する取り組み
- ・ CO2 の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み

（３）成績評定で重複して加点評価しない取り組み

（４）本工事において実施が確認できる取り組み

（５）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

9-3 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「9-1」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「9-2」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「9-1」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

9-4 履行確認

(1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共仕様書様式第19,20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

9-5 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

10. 関連工事に関する事項

10-1 対象工事

契約書第2条に規定する発注者の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。なお、下表に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

このほか、東日本高速道路(株)帯広工事事務所で行う安全対策会議及び東日本高速道路(株)帯広管理事務所で行う規制調整会議に出席し、当該工事の規制に関連する工事の受注者と調整することとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
帯広管内道路保全 工事業務	工事区間の重複	通年	東日本 高速道路(株)	(株)ネクスコ・メンテナンス北 海道
施設保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本 高速道路(株)	(株)ネクスコ・エンジニアリン グ 北海道
施設保全管理業務	工事区間の重複	通年	東日本 高速道路(株)	(株)ネクスコ・エンジニアリン グ 北海道
管理施設保全工事 業務	工事区間の重複	通年	東日本 高速道路(株)	(株)ネクスコ 東日本エンジ ニアリング
北海道支社管内伝 送設備更新工事	工事区間の重複	令和7年3月1日～ 令和12年4月3日	東日本 高速道路(株)	富士通(株)
道東自動車道 狩勝第一トンネル 工事	工事区間の重複	令和6年1月19日～ 令和10年12月22日	東日本 高速道路(株)	大成建設(株)
道東自動車道 トマムIC工事	工事区間の重複	令和7年1月22日～ 令和10年12月31日	東日本 高速道路(株)	(株)竹中土木

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
道東自動車道 狩勝第二トンネル 西工事	工事区間の重複 下部工の引渡し	令和7年5月20日～ 令和11年1月28日	東日本 高速道路(株)	戸田建設(株)・伊藤組土建 (株)道東自動車道 狩勝第 二トンネル西工事 特定建設工事共同企業体
道東自動車道 トマム南富良野地 区下部工工事	工事区間の重複 下部工の引渡し	令和7年7月8日～ 令和9年9月25日	東日本 高速道路(株)	五洋建設(株)・東鉄工業(株) 道東自動車道 トマム南 富良野地区下部工工事 特定建設工事共同企業体

10-2 工事着手可能時期

契約書第2条に規定する発注者の発注に係る第三者が施工する工事区間の工事着手可能時期は下表のとおりとする。

工事名	施工箇所	着手可能時期	受注者名
道東自動車道 狩勝第二トンネル 西工事	串内橋 A1橋台～A2橋台	令和9年8月下旬	戸田建設(株)・伊藤組土建(株)道東自 動車道 狩勝第二トンネル西工 事特定建設工事共同企業体
道東自動車道 トマム南富良野 地区下部工工事	トマム橋 A1橋台・A2橋台	令和10年9月下旬	五洋建設(株)・東鉄工業(株) 道東自動車道 トマム南富良野地 区下部工工事 特定建設工事共同企業体

11. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書1-19-2「工程表の提出」及び1-19-3「履行報告」に規定する工程表（様式-2）の記入方法は下記のとおりとする。

(1) 共通仕様書1-19-2「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（％）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計折線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
詳細設計	鋼構造物の詳細設計
鋼構造物の製作	鋼構造物の製作、鋼構造物の防錆
鋼構造物の架設	鋼構造物の輸送、鋼構造物の架設
橋梁上部工	コンクリート、型わく、鉄筋、P C鋼材引張（床版・横桁・壁高欄）
橋梁下部工	コンクリート、型わく、鉄筋

工程表の項目	単価表の項目
橋梁付属物工	支承、伸縮装置、排水装置、検査路、落橋防止構造
雑工	上記以外の合計

(2) 共通仕様書 1-19-3 「履行報告」に規定する履行報告

上記工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- 2) 計画出来高累計折線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。
- 3) 当月までの延べ労働時間について月毎、年毎、累計について記入する。

12. 工事用道路に関する事項

12-1 工事用道路の指定

共通仕様書 1-22-1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、幅員及び延長等は、下表のとおりとする。

番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考
①	村道	4m	約 90m	砂利	無償	—	—	既設
②	道道 136 号 夕張新得線	8m	約 1,600 m	舗装	無償	—	—	既設
③	道道 136 号 夕張新得線	8m	約 850m	舗装	無償	—	—	既設
④	道道 136 号 夕張新得線	8m	約 4,400 m	舗装	無償	—	—	既設
⑤	道道 136 号 夕張新得線	8m	約 1,440 m	舗装	無償	—	—	既設
⑥	道道 136 号 夕張新得線	5m ～ 8m	約 2,640 m	砂利	無償	—	—	既設
⑦	町道串内 1 号線	4m	約 200m	砂利	無償	—	—	既設
⑧	林道	4m	約 360m	砂利	無償	—	—	既設

12-2 工事用道路の共同使用

本特記仕様書 12-1 に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1-22-5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。

番号	共同使用する工事名	受注者
④、⑤、⑥、⑦、⑧	狩勝第一トンネル工事	大成建設(株)
④、⑤、⑥、⑦、⑧	狩勝第二トンネル西工事	戸田建設(株)・伊藤組土建(株) 道東自動車道 狩勝第二トンネル西工事 特定建設工事共同企業体
①、②、③、④	トマム I C 工事	(株)竹中土木
②、③、④	トマム南富良野地区下部工工事	五洋建設(株)・東鉄工業(株) 道東自動車道 トマム南富良野地区下部工工事 特定建設工事共同企業体

1 2 - 3 工事用道路の維持・補修

本特記仕様書 1 2 - 1 に示す番号①、⑥、⑦及び⑧の工事用道路について補修の必要が生じ監督員が指示した場合は、受注者は、その指示に従わなければならない。なお、これに要する費用については、別途監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 3. 工事用材料に関する事項

1 3 - 1 環境配慮型コンクリートの活用について

本工事は、道路脱炭素化基本方針（令和 7 年 1 0 月 1 日 国土交通大臣）に基づき、道路の脱炭素化を計画的に推進するために当社が策定した「NEXCO 東日本 道路脱炭素化推進計画（令和 8 年 3 月）」や「NEXCO 東日本グループ カーボンニュートラル推進戦略（令和 6 年 6 月）」における 2 0 5 0 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組として、受注者からの提案により環境配慮型コンクリートの導入ができる工事である。受注者は、契約後に発注者へ当初工事契約金額の 1 % 以下（諸経費含む）の範囲内で提案を行うものとし、提案内容は環境配慮型コンクリート設計・施工管理要領（低炭素型コンクリート編）令和 8 年 7 月 東日本高速道路株式会社 2 - 1 環境配慮型コンクリート製品の適用性の確認に基づく技術資料の提出とともに発注者と協議を行い、協議が整った場合にその環境配慮型コンクリートの適用と施工を行うことができるものとする。

なお、その施工に伴う費用については、上記の金額範囲内で発注者と受注者との協議して定めるものとする。

1 3 - 2 鋼材の規格証明書について

共通仕様書、施工管理要領に示す鋼材の規格証明書に関しては電子媒体で発行された電子ミルシート等の活用も可能とする。

1 4. 支給品及び貸与品に関する事項

1 4 - 1 支給材料

共通仕様書 1 - 2 4 - 1 「支給材料及び貸与品」に規定する支給材料は、下表のとおりとする。

なお、監督員の指示により材料の引き渡し場所を変更する場合は、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡し場所	引渡し時期
仮栈橋 敷桁	H350×350×12×19	14.0m	串内橋下 STA. 1073+20 付近	工事契約後

15. 残存物件の処理に関する事項

15-1 発生する材料と引渡し方法

本工事で発生する材料及び引渡し方法等は下表のとおりとする。なお、発生材を引渡しする場合にあつては、残存物件調書（様式－4）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	処理方法
仮栈橋 敷桁	H350×350×12×19	14.0	m	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） むかわ穂別IC発生材置場 （勇払郡むかわ町穂別長和）

なお、これらに要する費用は関連事項の契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

15-2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、15-1で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については、監督員と受注者で別途協議し定めるものとする。

16. 保安に関する事項

16-1 工事用車両の運行速度

一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を遵守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

16-2 標識等の設置

共通仕様書1-25-1「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行者の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

なお、これらに要する費用のうち、一般道規制における工事標示板、標識等、堅固なバリケード、保安灯等に要する費用については、諸経費に含まれるものとする。

また、安全施設について監督員が追加を指示した場合は、その指示に従わなければならない。なお、この場合の費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 6 - 3 交通保安要員の配置及び桁下空間の確保

受注者は、下表に示す箇所に必要とする作業期間中は、本特記仕様書 2 4 - 9 に示すとおり、交通保安要員を配置しなければならない。また、下表に示す箇所を吊り足場や支保工等により遮断する場合は、一般車両及び工事用車両の通行に支障のないよう桁下空間を確保しなければならない。

番号	配置場所	桁下空間 (m)	摘 要
②	道道 136 号夕張新得線と本線交差部	4.5	工事期間中
⑥	道道 136 号夕張新得線と本線交差部	4.5	工事期間中
⑧	林道と本線交差部	4.5	工事期間中

1 6 - 4 転倒防止に関する事項

受注者は、施工基面となる地盤上に 2 5 t 吊り能力以上の移動式クレーン又は、モンケンを除く杭打機等（基礎工事用機械の車両系建設機械）を使用する場合にあっては、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 6 - 5 安全管理の強化

1 6 - 5 - 1 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善すること。

1 6 - 5 - 2 リスクアセスメント

工事の施工内容や施工環境の変化等に応じて、適宜、リスクアセスメントを設定（見直し）し、その結果に基づき、設計条件・施工条件・管理方法に対して必要な対策を講ずること。また新たに入所する作業班への引継ぎについても元請会社がその都度確実に実施すること。

特に供用道路、鉄道、家屋等に近接する第三者被害を伴う災害リスクが大きい工事や高速道路の規制を伴う工事は、事故発生の影響を考慮して適切なリスク評価を行うこと。

1 6 - 5 - 3 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差又は近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底すること。

1 6 - 5 - 4 新規入場者教育

新規入場者教育については、下請会社の統制、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、元請会社が確実に実施すること。

1 6－6 現場内の安全管理

作業計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底すること。

1 6－7 現場内の安全整備

受注者は、工事現場内の安全を図るため現場内安全整備員を配置しなければならない。現場内安全整備員は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、後片付け及び水溜りの除去等の現場内整備を行うものとする。なお、冬季休止期間並びに日常作業休止時においても、必要に応じ現場内の点検を行うなど常に安全の確保に努めなければならない。現場内の安全整備に要する費用は諸経費に含むものとし別途支払は行わないものとする。

1 6－8 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定 義

工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、このうち下記に掲げる第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

1) 重大事故リスク

定義	項目	内容
定義①	第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材、・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊 ○供用路線 10 m 以内で施工する仮設土留工の仮設材等の落下又は転倒
定義②	供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生、及び短時間による通行止め解放が困難となる事で生じる大渋滞 ○供用路線 10 m 以内で施工する仮設土留工の仮設材等の落下又は転倒

(2) 実施手順

実施手順は以下のとおりである。

1) 施工計画書への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して、施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施すること。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)、2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

(3) その他

重大事故リスクマネジメントの実施に要する費用は、諸経費に含むものとし別途支払は行わない。ただし、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合の費用等は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

16-9 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

16-9-1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設又は添架されている光通信ケーブル等管路（以下、「光ケーブル等」という。）の損傷事故を防止するために光ケーブル等との近接箇所の工事の施工にあたっては、「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和3年7月）」（以下、「光通信マニュアル」という。）に基づき、万全の措置を講じなければならない。

16-9-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光ケーブル等の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、光通信マニュアルの内容を十分理解し、光ケーブル等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止

に関する指導、監督を行わなければならない。

- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

16-9-3 光通信ケーブル等損傷事故防止対策に要する費用

光通信ケーブル等損傷事故防止対策に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が埋設物に対する試掘等の調査を指示した場合はこれに従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

16-10 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時には携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型を含む）等の通信機器の使用により、誘導員が後退する工事用車両の運転手への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。また、当該後退作業の実施においては、工事用車両運転手及び誘導員が通信機器により相互に連絡を取り合い、指示の伝達に誤認の無いよう、意思疎通を図りながら作業を行うものとする。

また、上記対策を含む工事用車両後退時の安全対策について、別添-2「施工確認願（車両後退時の通信方法）」を監督員に提出するものとする。監督員は、提出された施工確認願の内容について確認を行い、適当でないと認められる場合は是正を求めることができるものとする。

16-11 保安に関する費用

- (1) 本特記仕様書16-3に要する費用は、単価表の項目で支払を行うものとする。16-4、5、6、7、8、9に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。
- (2) 受注者は、本特記仕様書16-3の表以外の箇所であっても、必要がある場合は交通保安要員を配置しなければならない。なお、監督員が交通保安要員の配置の変更を指示した場合は、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- (3) 本特記仕様書16-10「工事用車両後退時の安全対策」に要する費用は、契約締結後、別途監督員から指示するものとする。

17. 環境保全に関する事項

17-1 井戸等の枯渇対策

工事箇所周辺には、飲料水及び水田の灌漑用水のための浅井戸や沢水を利用した簡易水道が存在する可能性があり、これらが工事によって枯渇するおそれがあるので、工事中、受注者はこれらの物件を発見した場合には、直ちに監督員に報告しなければならない。この場合において監督員が必要と認めて観測及び対策工等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用について必要と認められるときは、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 7 - 2 自然林の保全

河川区域内及び事業用地内の施工箇所の自然林については、工事によってむやみに伐採しないよう仮設計画等の施工計画段階で十分な検討を行い、周辺環境の保全に努めなければならない。

また、工事の施工に支障となる立木がある場合は、監督員に報告しその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 7 - 3 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 7 - 4 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

1 7 - 5 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 8. 補完検査に関する事項

1 8 - 1 補完検査

補完検査とは、しゅん功検査（一部しゅん功検査を含む。以下この項において「しゅん功検査等」という。）を実施しようとする時期に、現地気象条件等により工事目的物の検査（以下この項において「現地検査」という。）の実施に支障等が生じることが予想される場合に、しゅん功検査等に先立ち現地検査を行うものをいう。

1 8 - 2 補完検査の実施

補完検査は、現地気象条件等により現地検査の実施に支障等が生じることが予想され、しゅん功検査の場合にあつては共通仕様書 1 - 4 5 - 2 「工事しゅん功届提出の要件」（１）及び（２）、一部しゅん功検査の場合にあつては共通仕様書 1 - 4 6 - 2 「工事一部しゅん功届提出の要件」（１）及び（２）の条件を満たすと監督員が判断し、補完検査の実施について監督員から受注者に対して協議を行い、受注者が同意した場合に実施できるものとする。

1 8 - 3 検査日及び検査員名の通知

監督員は、補完検査の実施について受注者の同意が得られた場合は、補完検査に先立って受注者に対して、検査日及び検査員名を通知するものとする。

この場合において、受注者は、検査に必要な書類、資料及び写真等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

1 8 - 4 補完検査の内容

検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物を対象として契約書類と対比し、工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえのうち現地にて確認すべき事項の検査を行う。

1 8 - 5 設計図書どおり工事が完成していない場合の取扱い

(1) 修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して、工期末の日（一部しゅん功検査の場合は指定部分の引渡し時期）を期限として修補の指示を行うことができるものとする。ただし、受注者がその指示に異議を申し出た場合はこの限りではない。

(2) 修補の完了の確認

検査員が、修補の指示をした場合において、修補の完了の現地確認は監督員が行うものとし、しゅん功検査時にしゅん功検査員に報告の上確認を受けるものとする。

(3) 修補が完了しない場合

検査員が指示した期限の日までに修補が完了しなかった場合には、受注者はしゅん功届又は一部しゅん功届を提出してはならない。この場合、受注者は修補の完了後、監督員に現地確認を受けた後にしゅん功届又は一部しゅん功届を提出するものとする。

1 8 - 6 補完検査を実施した場合のしゅん功検査

1 8 - 6 - 1 工事しゅん功届、工事一部しゅん功届提出の要件

補完検査を実施した場合は、共通仕様書 1 - 4 5 - 2 「工事しゅん功届提出の要件」、1 - 4 6 - 2 「工事一部しゅん功届提出の要件」に規定する満たすべき要件に下記を追加する。

- ・補完検査において修補の指示を受けた場合は、その修補が完了していること。

1 8 - 6 - 2 しゅん功検査の内容

補完検査を実施した場合は、修補の完了確認等特別な事情がない限り現地検査は行わず、書面にて共通仕様書 1 - 4 5 - 4 「しゅん功検査の内容」、1 - 4 6 - 4 「一部しゅん功検査の内容」に規定する検査を行うものとする。

1 9. 部分使用に関する事項

1 9 - 1 工事の部分使用

共通仕様書 1 - 4 9 - 1 「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
串内橋 橋面	令和 1 3 年 7 月上旬	舗装工事及び施設工事施工のため
トマム橋 橋面	令和 1 1 年 1 1 月中旬	〃

20. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書 1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書 9 に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）	備考
現場環境改善 （仮設備関係）	昇降設備の充実	
現場環境改善 （営繕関係）	現場事務所の快適化 （女性用更衣室の設置を含む）	快適トイレに要する費用は、本特記仕様書 28「快適トイレ」に従うものとし、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
現場環境改善 （安全関係）	工事標識・照明等安全施設の充実	供用中の高速道路等の交通規制に係る標識等安全施設は、交通規制工に含まれているため、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
地域連携	広報活動等 （完成予想図、パンフレット、 工法説明、PR看板等）	

21. 道路構造物点検の実施

受注者は、「保全点検要領 構造物編（令和 8 年 4 月）」（以下「点検要領」という。）及び監督員の指示に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調書を作成し監督員へ提出しなければならない。

21-1 点検の対象

共通仕様書 1-17-3「初期点検」に規定する初期点検の対象構造物は、点検要領 第 1 編 第 4 章「点検の対象構造物」に基づき、橋梁とする。

21-2 点検方法

点検は、点検要領 第 2 編 第 1 章「初期点検」に基づき行うものとする。

21-3 点検結果の記録

点検の結果は、点検要領 第 4 編 第 1 章「点検の記録及び報告」に基づき行うものの他、補修

記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。

2 1－4 点検に関する費用

点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

2 2．三者協議会に関する事項

2 2－1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計等を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計等の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として、「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

（１）串内橋の設計に関すること

（２）トマム橋の設計に関すること

2 2－2 三者協議会協定書の締結

監督員が前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添－１に示す「〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書（案）」に基づく、協定書を締結しなければならない。

2 2－3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力するとともに、三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2 2－4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。なお、受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書 1－5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び 1－17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2 3．工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有ならびにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 4. 工事細部に関する事項

2 4-1 施工計画書

共通仕様書 1-20-1 「施工計画書の提出」に次を追加する。

光通信ケーブル等損傷事故防止の対策

2 4-2 単価表の表記区分

単価表の項目末尾に示す区分表記は以下のとおりとする。

施工区分	単価表の項目末尾の表記	備 考
夜間作業	(Y)	本特記仕様書 7-4 に示す作業時間をいう。
昼間作業	無表記	上記以外
串内橋	(A)	串内橋に関するものをいう。
トマム橋	(B)	トマム橋に関するものをいう。

2 4-3 諸経費区分

単価表の諸経費区分は、下表のとおりとする。

諸経費区分	内 容	備 考
諸経費①	基本的に全諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の算定を対象とした単価表の項目の諸経費	
諸経費②	基本的に一般管理費等の算定にのみ対象とした単価表の項目の諸経費	

2 4-4 鉄筋工

(1) 種 別

共通仕様書 8-4-2 「鉄筋の種別」に次を追加する。

単価表の項目	使用箇所	継手の種類	鉄筋の種類
A (E)	鉄筋コンクリート構造物	重ね継手	SD345 エポキシ樹脂塗装鉄筋

(2) 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準は共通仕様書 8-4-3 「適用すべき諸基準」に示す他、次のとおりとする。

- ・(社) 土木学会 コンクリート標準示方書【規準編】
- ・(社) 土木学会 コンクリートライブラリー112 号～エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針[改訂版]

(3) 材 料

材料は共通仕様書 8-4-4 「材料」に示す他、土木学会 コンクリート標準示方書【規準編】の「2. エポキシ樹脂塗装鉄筋品質規格(JSCE-E102-2013)」に適合するものでなければならない。

(4) 支 払

共通仕様書 8-4-7 「支払」に次の項目を追加する。

鉄筋 A (E) の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、1 t 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行うエポキシ樹脂塗装費用と現場までの輸送費、鉄筋の加工、組立て、据付け等鉄筋の施工に要する材料・労力・機械器具等鉄筋の施工を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
8-(3)	鉄筋 A (E)	t

2 4-5 P C 鋼材引張

(1) 支 払

共通仕様書 9-5-6 「支払」に次の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
9-(2)	P C 鋼材引張 P C 鋼より線 (1 S 2 8. 6) S	kg

2 4-6 鋼構造物工

2 4-6-1 鋼構造物の詳細設計

鋼構造物の詳細設計は、共通仕様書 1 0-4 「詳細設計」の各項目による他、次のとおりとする。

(1) 資料の貸与

調査等共通仕様書 5-2-3 「資料の貸与」に規定する資料の貸与に基づく貸与資料は、次表の調査等業務による成果品である。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日※	備考
成果品一式	道東自動車道 串内橋基本詳細設計	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品 (PDF・2 次元 CAD)
	道東自動車道 狩勝第二トンネル諸設備詳細設計	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品 (PDF・2 次元 CAD)

※日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで、夏季休暇 (3 日) を除く

(2) 設計の範囲

1) 設計の範囲は下表のとおりとし、類似構造物区分については調査等共通仕様書 5-7-6 「類似構造物の取扱いによる設計区分」によるものとする。

橋梁名	設計区分	構造形式	橋長 (m)	斜角 (°)	曲線 桁の 対象	動的解 析の有 無	将来の 拡幅考 慮の有 無	類似 構造物 区分	備考
串内橋	基本設計完了後の詳細設計	鋼5径間連続合成少数 鈑桁橋	271.0	90	無	有	無	A	

2) 監督員がFEM解析等の実施を指示した場合には、その指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

3) 動的解析は、設計図書及び監督員の指示に従って行う詳細設計により決定した上部構造において、下部構造を含む橋梁全体の耐震照査を行うものとする。

なお、動的解析の解析条件は次に示すとおりとする。

イ) 解析は、時刻歴非線形応答解析で行うものとする。

ロ) 解析は、既下部工設計及び本工事に含む上部工詳細設計を反映し、橋軸方向と橋軸直角方向の各々で解析を行うものとする。

ハ) モデル化及び接点数については設計要領第二集橋梁建設編（平成28年8月）によるものとする。

(3) 上部工基本設計において、マーキング図、橋梁付属物等詳細図を省略している図面について、当該詳細設計により詳細図を作成するものとする。

なお、詳細図作成に関する費用については、当該詳細設計費用に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

(4) 新設壁高欄に埋設予定の通信管路等については、監督員より別途貸与する設計成果をもとに、管路やプルボックスの埋設位置、壁高欄の配筋等の設計を行うものとする。

(5) 成果品

成果品は本特記仕様書の各項に示す調査等共通仕様書の関連項目規定による他、次に示す通りとする。

1) 成果品（報告書等）の表紙は黄色で黒文字製本とする。

2.4-6-2 鋼構造物の製作

(1) 種 別

共通仕様書10-6-2「製作の種類」の種別に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容
大型部材の製作 (A)	串内橋の鈑桁部の大型部材片（主桁、横桁等）の製作加工（原寸・加工[R面取りを含む]・組立）を行うもの (1部材当りの平均質量：2,189kg)

単価表の項目	区分内容
大型部材の製作 (B)	トマム橋の鈑桁部の大型部材片（主桁、横桁等）の製作加工（原寸・加工[R面取りを含む]・組立）を行うもの (1部材当りの平均質量：3,208kg)
小型部材の製作 (A)	串内橋の鈑桁部の小型部材片（補剛材、仕口等）の製作加工（原寸・加工[R面取りを含む]・組立）を行うもの (1部材当りの平均質量：48kg)
小型部材の製作 (B)	トマム橋の鈑桁部の小型部材片（補剛材、仕口等）の製作加工（原寸・加工[R面取りを含む]・組立）を行うもの (1部材当りの平均質量：50kg)
中間横桁部材の製作 (A)	串内橋のH形鋼を用いた中間横桁部材の製作加工（原寸・加工）を行うもの (1部材当りの平均質量：808kg)
中間横桁部材の製作 (B)	トマム橋のH形鋼を用いた中間横桁部材の製作加工（原寸・加工）を行うもの (1部材当りの平均質量：1,261kg)

(2) 製 作

共通仕様書 10-6-4 「製作」に下記の事項を追加する。

- 1) 詳細設計完了に伴い、製作材片数や、大型部材及び小型部材の平均質量の変更について監督員が変更を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(3) 仮組立検査

橋梁名	形 式	仮組立実施の区分
串内橋	鋼5径間連続合成少数鈑桁橋A1～A2	省略する
トマム橋	鋼単純合成少数鈑桁橋A1～A2	省略する

(4) 支 払

共通仕様書 10-6-6 「支払」に次の項目を追加する。

中間横桁部材の製作の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う中間横桁部材の製作の原寸、加工及び組立等に要する労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
10-(2)	鋼構造物の製作	
	大型部材の製作 (A)	個
	大型部材の製作 (B)	個
	小型部材の製作 (A)	個
	小型部材の製作 (B)	個

中間横桁部材の製作（Ａ） 個
中間横桁部材の製作（Ｂ） 個

2 4－6－3 鋼構造物の防錆

（１）材料及び施工

１）塗装系及び塗色

共通仕様書 1 0－7－2 「材料及び施工」（３）に示す塗装系及び上塗塗装の塗色は、以下のとおりとする。

単価表の項目	橋梁名	種別	塗装系	上塗塗装の塗色
鋼構造物の塗装 C－5（Ａ）	串内橋	一般外面 （現場塗装含む）	C－5	P 2 2－9 0 D （淡彩）
鋼構造物の塗装 C－5（Ｂ）	トマム橋	一般外面 （現場塗装含む）	C－5	P 1 5－3 0 F （黄・オレンジ系）

上塗塗装の塗色の色票番号は「日本塗装工業会塗料用標準色見本帳（2024 年 P 版）」の色票番号とする。

なお、塗装系及び上塗塗装の塗色の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

（２）支 払

共通仕様書 1 0－7－4 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
10－（３）	鋼構造物の防錆	
	鋼構造物の塗装 C－5（Ａ）	m ²
	鋼構造物の塗装 C－5（Ｂ）	m ²

2 4－6－4 鋼構造物の輸送

（１）支 払

共通仕様書 1 0－8－4 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
10－（４）	鋼構造物の輸送	
	鋼橋の輸送（Ａ）	t
	鋼橋の輸送（Ｂ）	t

2 4－6－5 鋼構造物の架設

（１）鋼構造物の架設種別

鋼構造物の架設の架設工法及び単価表の項目に次を追加する。

単価表の項目	架設箇所	架設工法	昼夜区分	備考
鋼橋の架設（A）	串内橋	トラッククレーンベント工法	昼	
鋼橋の架設（B）	トマム橋	クローラクレーンベント工法	昼	
鋼橋の架設（B）（Y）	トマム橋	クローラクレーンベント工法	夜	

詳細設計の結果による構造変更等により、上記架設工法を変更する場合は監督員の指示に従うものとし、その費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

（２）共通仕様書１０－９－２「施工」に次を追加する。

受注者は、架設に先立ち地組ヤード、架設機械及びベント設置箇所の地質調査（平板載荷試験）を行い、施工に必要な地盤支持力を確認した後、架設及びベント設置を行うものとする。これに要する費用については、関連する単価項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。なお、平板載荷試験の結果、地形及び反力等において問題が生じ、対策が必要となった場合は、その費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

架設に伴うベント設置やクレーン等架設機械の配置に、既設構造物等が支障となる場合は速やかに監督員に報告するものとし、その指示に従うものとする。なお、監督員の指示により支障物の撤去及び移設等を行った場合、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

交差する一般道路に影響のある架設作業は、交通規制（片側交互通行規制）を行い架設するものとする。トマム橋の架設における道道１３６号夕張新得線の交通規制実施可能時期は４月・１１月とし、主桁等の架設中は通行車両等を一時停止させるものとし、桁の固定（又は、仮固定）が完了した後に通過させる片側交互通行規制を実施する計画である。規制の方法については設計図書に示すとおりとする。なお、当該交通規制に必要な材料等は諸経費に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、関係機関との協議により大規模な通行規制を行う場合は監督員と受注者との別途協議し定めるものとする。

また、トマム橋の架設前に大ブロック試験吊が必要となった場合、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

（３）共通仕様書１０－９－４「支払」に次を追加する。

鋼橋の架設工（B）とは、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｔ当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行うベント設備の設置撤去及び損料、鋼橋の架設費用、鋼橋部材の保管、架設現場内での運搬に要する労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鋼橋の架設工（B）（Y）とは、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｔ当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う地組立架台、風防設備の設置撤去及び損料、地組立及び鋼橋の架設、鋼橋部材の保管、架設現場内での運搬に要する労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

高力ボルト本締工（Y）とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、高力ボルト本締工の材料調達、材料運搬、現場内での保管及び夜間作業による現場本締め等に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
10－(5)	鋼構造物の架設	
	鋼橋の架設（A）	t
	鋼橋の架設（B）	t
	鋼橋の架設（B）（Y）	t
	高力ボルト本締工（Y）	t
	鋼橋の現場溶接工（A）	m
	鋼橋の現場溶接工（B）	m

2 4－7 支承及び付属物工

2 4－7－1 支承

(1) 種 別

支承の単価表の項目の種別は、次表のとおりとする。

単価表の項目	支承区分	設置位置	備 考
E－1（A）	970・970・33・7（1.2）	串内橋 A 1，A 2 橋台	
E－2（A）	1120・1120・37・5（1.2）	串内橋 P 1，P 4 橋脚	
E－3（A）	1170・1170・37・6（1.2）	串内橋 P 2，P 3 橋脚	
E－1（B）	820・820・26・3（1.0）	トマム橋 A 1 橋台	
E－2（B）	870・870・26・4（1.0）	トマム橋 A 2 橋台	

上表中の支承区分 $a \cdot b \cdot l \cdot n$ （e）に示す数値は次の通り。

a：奥行き（mm）、b：幅（mm）、l：ゴム層厚（mm）、n：ゴム層数（層）、e：せん断弾性係数

(2) 支承の防せい

支承 E－2（A）及び 3（A）に用いる鋼材の防せいは溶融亜鉛めっきを施すものとし、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）HDZT77 の規定に適合しなければならない。

支承 E－1（A）及び 1（B）、2（B）（アンカーボルト及び支承取付ボルトを除く）に用いる鋼材の防せいは、金属溶射及びフッ素樹脂塗装を施すものとし、JIS H 8300（アルミニウム・マグネシウム合金溶射）及び JIS K 5659（鋼構造物用耐候性塗料）の規程に適合しなければならない。

(3) 支 払

共通仕様書 1 1－3－9「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
11－(1)	支承	

E－〇（A）

箇所

E－〇（B）

箇所

24－7－2 排水装置

(1) 種 別

共通仕様書 11－5－2「排水装置の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容	備 考
排水ます A 1	ガラス繊維強化熱硬化性樹脂を主材料とするもの 寸法：333×753×450	
排水ます A 2	ガラス繊維強化熱硬化性樹脂を主材料とするもの 寸法：240×335×450	

(2) 支 払

共通仕様書 11－5－7「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
11－(3)	排水装置	
	排水ます A 1	箇所
	排水ます A 2	箇所

24－7－3 検査路

(1) 種 別

共通仕様書 11－6－2「検査路の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容	備 考
検査路 A 1（B）	鋼上部工本体に取付ける検査路	
検査路 B 1（B）	昇降はしご及び下部工に取付ける検査路	

(2) 材 料

検査路に用いる材料は、FRP製を主材料とし、「構造物施工管理要領」Ⅱ－5－6の規格に適合しなければならない。また、FRP材料に使用する塗料は、ふっ素樹脂塗装（膜厚：25μm）とし、「構造物施工管理要領」Ⅱ－3－3－2の規格に適合しなければならない。

(3) 支 払

共通仕様書 11－6－8「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
11－(4)	検査路	
	A 1（B）	t
	B 1（B）	kg

2 4 - 7 - 4 落橋防止構造

(1) 落橋防止構造の種別

共通仕様書 1 1 - 9 - 2 「落橋防止構造の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	1 本当りの設計作用力 (kN)	移動量 (mm)	区分内容	備考
A 1 (A)	2 7 4 8	6 0 0	P C 鋼材を主材料とし、串内橋 A 1 橋台に設置するもの	
A 2 (A)	2 5 7 6	6 0 0	P C 鋼材を主材料とし、串内橋 A 2 橋台に設置するもの	
A 1 (B)	4 2 7 9	3 0 0	P C 鋼材を主材料とし、トマム橋 A 1 橋台に設置するもの	
A 2 (B)	4 2 7 9	4 0 0	P C 鋼材を主材料とし、トマム橋 A 2 橋台に設置するもの	

(2) 支 払

共通仕様書 1 1 - 9 - 6 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
11 - (8)	落橋防止構造	
	A O (A)	kg
	A O (B)	kg

2 4 - 8 落下物防止柵工

(1) 種 別

共通仕様書 1 5 - 7 - 2 「落下物防止柵の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容
落下物防止柵	G 1 - 2 1 (B) 対象施設が道路及び民家で、コンクリート防護柵（天端付け）区間に無孔折板タイプのパネルを設置するもの

(2) 材 料

共通仕様書 1 5 - 7 - 3 「材料（2）本線部落下物防止柵」に下記を追加する。

落下物防止柵 G 1 - 2 1 (B) の材料は、設計図書に示す規格に適合するものとする。

(3) 防錆処理

共通仕様書 1 5 - 7 - 4 「防錆処理」に下記を追加する。

落下物防止柵 G 1 - 2 1 (B) の防錆処理は、設計図書に示す規格に適合するものとする。

(4) 支 払

共通仕様書 1 5 - 7 - 6 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
15－(9)	落下物防止柵	
	G 1－2 1 (B)	m

2 4－9 交通保安要員

(1) 種 別

共通仕様書 1 9－4－2 「種別」に規定する交通保安要員の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	配置場所	配置人数※ 1 (1 班目の人数)	配置時間※ 2	備考
交通誘導警備員 A	道道 136 号夕張新得線とトマム橋工事用進入路との交差点部	1 人	9 : 00～17 : 00	
交通誘導警備員 A (Y)	道道 136 号夕張新得線片側交互通行規制時(上下線)	2 人	21 : 00～ 翌 5 : 00	
	国道 237 号と道道 136 号夕張新得線との交差点付近	1 人	21 : 00～ 翌 5 : 00	
	道道 136 号夕張新得線トマム学校前交差点付近	1 人	21 : 00～ 翌 5 : 00	
交通誘導警備員 B	林道(串内橋の桁下 A 1 橋台～P 1 橋脚間)	1 人	9 : 00～17 : 00	
	道道 136 号夕張新得線(串内橋の桁下 P 3～P 4 橋脚間)	1 人	9 : 00～17 : 00	

※ 1. 配置人数は、複数班に伴う勤務形態及び休憩時間等における交替要員を含まない人数とし、本数量を検測数量として扱うものとする。

※ 2. 上表の配置時間とは交通誘導を行う実作業時間を示す。

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置計画が変更となった場合は、これらに要する費用について、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 支 払

共通仕様書 1 9－4－5 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19－(2)	交通保安要員	
	交通誘導警備員 A (Y)	人・日

2 4－1 0 飛雪防止柵工

(1) 定 義

飛雪防止柵工とは、高速道路路面の雪の落下及び飛散を防止する柵を設置するものをいう。

(2) 種 別

飛雪防止柵工の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備 考
飛雪防止柵工 (A)	橋梁部 H=3.10m 支柱間隔 1.5m	
飛雪防止柵工 1 (B)	橋梁部 H=1.65m 支柱間隔 3.0m 落下防止ワイヤも含む	
飛雪防止柵工 2 (B)	土工部 H=2.50m 支柱間隔 3.0m 落下防止ワイヤも含む	
飛雪防止柵工 3 (B)	橋梁部門扉箇所 H=1.65m 支柱間隔 2.0m 落下防止ワイヤも含む	

(3) 材 料

材料は、設計図に示す規格に適合しなければならない。

(4) 防錆処理

防錆処理は、設計図に示す規格に適合しなければならない。

(5) 数量の検測

飛雪防止柵工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。

(6) 支 払

飛雪防止柵工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 mあたりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う飛雪防止柵工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(1)	飛雪防止柵工	
	(A)	m
	1 (B)	m
	2 (B)	m
	3 (B)	m

2 4 - 1 1 壁高欄カバープレート

(1) 定 義

壁高欄カバープレートは、設計図書及び監督員の指示に従って行う伸縮装置部における壁高欄のカバープレートの設置をいう。

(2) 種 別

壁高欄カバープレートの種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
壁高欄カバープレート（A）	串内橋の伸縮装置部壁高欄に設置するカバープレート
壁高欄カバープレート（B）	トマム橋の伸縮装置部壁高欄に設置するカバープレート

(3) 材 料

壁高欄カバープレートの材料は、プレート、インサートアンカー及び皿ボルトとし、材質については、設計図に示す通りとする。

(4) 数量の検測

壁高欄カバープレートの数量の検測は、設計数量（枚）で行うものとする。

(5) 支 払

壁高欄カバープレートの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うカバープレートの製作、輸送、インサートアンカーの設置、カバープレートの固定等壁高欄カバープレートの施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(2)	壁高欄カバープレート	
	(A)	枚
	(B)	枚

2 4－1 2 除雪工

(1) 定 義

除雪工とは、冬季の施工及び進入路確保のために必要な工事用施工ヤードの除雪にかかる機械器具の供用月損料及び除雪作業の運転労務を行うものをいう。

(2) 種 別

除雪工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
除雪工 除雪作業A	冬季施工に関連する工種の施工に伴い設計図書で指定する工事用施工ヤード及び道路の除雪作業を機械拘束Aで拘束した機械で行うことをいう。 【作業にかかる人員】 ・運転手(特殊) 1名	油脂及び燃料その他消耗品を含む

単価表の項目	区分内容	摘要
除雪工 機械拘束A	冬季施工に関連する工種の施工に伴い設計図書で指定する工事用施工ヤード及び道路の除雪作業を行うために必要な作業機械について拘束することをいう。 【機械拘束の構成】 ・ホイール型トラクタショベル(バケット容量 1.3 m³ 型マルチプラウ) 1 台	

(3) 施 工

- 1) 除雪工(供用)の拘束期間は、毎年12月1日から翌年の4月30日までの5ヶ月を想定しているが、降雪状況により、除雪機械の配置台数等を監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- 2) 受注者は日々の除雪に要した人員及び機械の稼働時間について、監督員に報告を行うものとする。
- 3) 降雪量が多い等の理由から、除雪作業で工事用道路の通行の確保が困難で運搬排雪が必要な場合には、監督員に報告し、その指示に従うものとする。これに要する費用は監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- 4) 3)と同様に、前項(2)種別での、人員及び機械の構成で除雪作業の実施が困難で、編成の見直しが必要な場合には、監督員に報告し、その指示に従うものとする。これに要する費用は監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(4) 数量の検測

除雪工の数量の検測は、運転時間(h)又は拘束月数(台・月)で行うものとする。

(5) 支 払

除雪作業Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1h当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う除雪作業にかかる作業機械の運転時間当たり損料及び燃料費、作業機械の運転にかかる労力等除雪作業Aに要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

機械拘束Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1台・月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う機械拘束にかかる供用月当りの機械損料等機械拘束Aに要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(3)	除雪工	
	除雪作業A	h
	機械拘束A	台・月

2 4－1 3 地覆止水板工

(1) 定 義

地覆止水板工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う壁高欄下部に設置する止水板に要する費用をいう。

(2) 種 別

地覆止水板工の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
地覆止水板工	アルミニウム板 幅 10 cm×厚さ 0.5 mm

(3) 材 料

地覆止水板工の材料は、アルミニウム板とし、JIS H 4000:2022（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）の規格に適合しなければならない。

(4) 数量の検測

地覆止水板工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

(5) 支 払

地覆止水板工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う止水板の材料及び設置等地覆止水板工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(4)	地覆止水板工	m

2 4－1 4 仮栈橋工

(1) 定 義

仮栈橋工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、串内橋架設ヤードへ進入するために必要な仮栈橋工設置・賃料の支払・撤去することをいう。

(2) 種 別

仮栈橋工の種別は、次のとおりとする。

項目・名称	材料規格等	材量区分	存置（賃料）期間	摘要
仮栈橋工	覆工板	リース材	令和 11 年 4 月～ 令和 13 年 1 月	
	P G 1 型	リース材	同上	主桁
	H350×H350×12×19	支給材	同上	敷桁

項目・名称	材料規格等	材量区分	存置（賃料）期間	摘要
仮栈橋工	H350×H350×12×19	リース材	同上	受桁
	鋼矢板Ⅲ型	リース材	同上	土留矢板
	敷鉄板	リース材	同上	敷板
	防護柵	リース材	同上	ガードレール
	ボルト・ナット等	購入材	同上	F10T 等・アングル・FB 他

（３）施 工

仮栈橋工・設置工の施工は、先行工事により設置された根固め工上に敷鉄板を敷設し設置するものとする。なお、先行工事とは本特記仕様書 10－1 に示す関連工事に記載する道東自動車道狩勝第二トンネル西工事をいう。

仮栈橋工・賃料の施工は、（２）種別に示されたリース品の賃料をいう。

仮栈橋工・撤去工の施工は、串内橋の完成後、仮栈橋を撤去することをいう。

（４）数量の検測

仮栈橋工・設置工及び撤去工の数量の検測は、設計数量（式）で行うものとする。

仮栈橋工・賃料の数量の検測は、設計数量（ヶ月）で行うものとする。

（５）支 払

仮栈橋工・設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1 式当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う仮栈橋工の材料の調達、運搬、仮栈橋工の設置及び購入材等仮栈橋工・設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

仮栈橋工・撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1 式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う仮栈橋工の撤去、運搬等仮栈橋工・撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

仮栈橋工・賃料の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1 か月あたりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う賃料等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－（５）	仮栈橋工	
	設置工	式
	撤去工	式
	賃料	ヶ月

2 4 - 1 5 根固め撤去工

(1) 定 義

根固め撤去工とは、仮栈橋工撤去後、先行工事が設置した袋型根固め工を撤去するものをいう。

(2) 施 工

根固め撤去工の施工は、串内橋の完成後、仮栈橋工を撤去した後にクレーン等にて撤去し中詰め石と袋材とに分別し仮置きするものとする。撤去に伴い発生する中詰め石、根固め用袋材の処分方法については、別途監督員が指示するものとし、これに伴う費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(3) 数量の検測

根固め撤去工の数量の検測は、設計数量（袋）で行うものとする。

(4) 支 払

根固め撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1袋当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う袋型根固め工の撤去、中詰め材と根固め用袋材の分別等根固め撤去工の施工に要する労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(6)	根固め撤去工	袋

2 4 - 1 6 率計上工事に関する事項

2 4 - 1 6 - 1 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書2 4 - 1 6 - 4「当初契約金額」に示す率計上の考え方にに基づき算出するものとする。

2 4 - 1 6 - 2 用語の定義

共通仕様書1 - 2「用語の定義」に次を追加する。

(30)「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。

2 4 - 1 6 - 3 種別

率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、次の通りとする。

単価表の項目	区分内容
率計上工事に関する事項A	単価表の番号(1～54)の金額の合計に20%を乗じた金額相当の率計上工事をいう

単価表の項目	区分内容
率計上工事に関する事項B	単価表の番号(57～71)の金額の合計に13%を乗じた金額相当の率計上工事をいう

24-16-4 当初契約の金額

当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書24-16-3「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。

24-16-5 契約変更について

契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。

なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。

24-16-6 数量の検測

率計上工事に関する事項の検測は、設計数量(式)で行うものとする。

24-16-7 支払

率計上工事に関する事項の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には契約参考図書に基づく本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特- (7)	率計上工事に関する事項A	式
	率計上工事に関する事項B	式

25. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

- (1) 割掛項目対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章総則「表1-3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」によるほか、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

- (2)

【共通仮設費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
工事用機械分解組立費 (鋼橋架設工A)	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
工事中機械分解組立費 (鋼橋架設工B)	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。

【仮設備工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
横桁設置足場工費	橋梁の横桁設置に必要な安全通路及び部分作業床に要する費用をいう。

【雑工事費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容
作業環境養生費	寒中施工を行う鉄筋コンクリート構造物の構築時における作業空間の保温及び寒中コンクリートの保温養生に要する費用をいう。
壁高欄目地シーリング費	壁高欄の目地（Vカット目地・伸縮目地）のシーリング材設置に要する費用をいう。
安全性向上費	クレーン作業時における高速道路の利用者に対する安全性向上に要する費用をいう。

2 6 . 熱中症予防に係る対策費用について

2 6 - 1 定 義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2 6 - 2 対象品目及び対象期間

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、下表の内から必要に応じ実施するものとする。実施した場合は熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出し、費用については監督員と別途協議するものとする。なお、各品目における光熱水費や燃料費は除く。

対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット	リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。
	大型扇風機	
	送風機	
	製氷機	
	給水器	

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、 リース品)	冷蔵庫	リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。
	日除けテント	
	ミストファン	
	スポットクーラー	
	現場休憩所のエアコン	
	休息車の配置	リース品のみを対象とする。 連絡車との併用は不可。
	上記の他、受注者及び監督員間で協議し定めたもの	

2 6－3 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書（様式－14）、実施状況が確認できる資料、及び支払実績が確認できる資料を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

2 7. クマ対策に係る費用

2 7－1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

2 7－2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罾

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

2 7－3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① クマ対策毎の実施数量及び実施期間

② 実施状況が確認できる資料

③ 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

28. 快適トイレ

28-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

28-2 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については、使用を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（１）洋式（洋風）便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（１０）鏡と手洗器
	（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（１２）便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
	（１３）擬音装置（機能を含む）
	（１４）着替え台
	（１５）臭気対策機能の多重化
	（１６）室内温度の調整が可能な設備
	（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	（１８）原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	（１９）女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	（２０）男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	（２１）男性トイレと女性トイレは入り口を分ける等の動線を配慮する

仕様等	内 容
可能な限り配慮する事項	(22) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	(23) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	(24) トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	(25) 混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないう徹底する

28-3 快適トイレの費用の取扱い

- ・受注者は、快適トイレの設置にあたっては、28-2「仕様」の内容を満たすことを示す書類を監督員に提出し、規格・基数等の詳細について監督員と協議するものとする。
- ・設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。
- ・最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、支出実態から従来品相当額（10,000 円/基・月）を控除したうえで、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
- ・運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払は行わない。

29. 補足事項

29-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す作業については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更又は追加する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

- (1) 詳細設計に伴う変更及び追加。
- (2) 施設設計に伴う通信管路等の追加。
- (3) 自然環境保全対策の追加。
- (4) 架設ヤード整備工の設置及び撤去の追加。
- (5) 床版端部の構造の変更。
- (6) 交通規制協議に伴う工事案内設備、交通保安要員等の追加。
- (7) 道道の交通規制に伴う広報費用の追加。
- (8) 道路管理者との協議による、上部工架設時の規制方法の変更。
- (9) 工事用進入路の設置及び撤去の追加。

29-2 工事記録情報の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書 1-5 1-2「工事記録情報」の規定に従って、「工事記録収集システム」へデータ入力完了後、「工事記録情報完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、「工事記録情報チェック結果票」にて照査結果の通知

を受けるものとする。また、照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。

工事記録収集システムに関する問い合わせ先は、別途監督員より通知する。

2 9 - 3 車両制限令を超える車両の運行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書 1 - 6 1 「交通安全管理」における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

2 9 - 4 緊急時の協力業務

北海道支社が管理する高速道路の沿線で気象庁発表震度 5 強以上の地震が発生した場合は、管理事務所が実施する供用中道路の緊急復旧作業に対して応援可能な資機材及び人員を速やかにとりまとめ監督員へ報告するものとする。また、長期休暇前においても休暇期間中の発災時における応援可能な資機材と人員を監督員へ報告すること。

なお、監督員が資機材及び人員の応援について指示し、手配した場合は本工事とは別に別途契約締結を行うものとする。

2 9 - 5 間接工事費の変更

2 9 - 5 - 1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係わるものに限る）

- ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

なお、上記に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と判断した場合、その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする

2 9 - 5 - 2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

2 9 - 5 - 3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から 1 4 日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式 - 7）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から１４日以内に間接工事費計画書（様式－７）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

２９－５－４ 間接工事費の増加費用の協議

- （１） 受注者は、最終契約変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式－８）〔変更間接工事費計画書（様式－８（別添））及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- （２） 発注者は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- （３） 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式－９）を監督員に提出し協議するものとする。
- （４） 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により、受注者は同意書（様式－１０）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から２８日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

２９－５－５ 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については設計変更の対象としない。

２９－５－６ 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- （１） 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－７）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- （２） 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－７）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- （３） 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- （４） なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

２９－５－７ 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

29-5-8 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

29-6 材料調達に伴う変更

29-6-1 対象となる項目

本工事の、「骨材」、「土砂」、「仮設材（鋼材）」については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式-11）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式-12）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者で協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格	調達地域等
仮設材（鋼材）	各種（参考図書による）	札幌市

29-7 社会情勢の変化に伴う費用の協議

29-7-1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第26条の適用対象外とする。

29-7-2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、29-7-1「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第26条に基づき発注者に協議するものとする。

29-7-3 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第22条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

29-8 設計変更ガイドライン

工事の変更等においては、東日本高速道路㈱が制定・公表している「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」（当社ホームページに掲載https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/stipulation/engineering_works.pdf）を参照のこと。

文書番号
年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（事務所長） 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

（本契約等）第○条第○項の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けて
いただきたく、申請いたします。

記

1. 不動産の種類（土地、建物、倉庫、車庫、駐車場所 等）
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. その他
7. 添付書類

○本契約等の契約書等写し

以 上

工程表

工事名)

(最上に計画出来高%)

先月まで

今月分

(最下に実施出来高%)

契約番号

工事区間
自)

工 期
自) 令和 年 月 日

受注者

至)

至) 令和 年 月 日 (日間)

[illegible]

延べ労働時間(月毎) 単位:h																					
延べ労働時間(年毎) 単位:h																					
延べ労働時間(累計) 単位:h																					

冬季休止期間 ○月○日から○月○日

令和 年 月分工事工程報告

(工事名)

受 注 者
現 場 代 理 人
契 約 金 額

工期 自) 令和 年 月 日 (日間
至) 令和 年 月 日

項 目	設計数量	契約金額 (円)	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前月迄 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
全 体							

第
令和 年 月 号
日

残 存 物 件 調 書

1. 工 事 名

2. 工事等場所

3. 発生年月日

4. 発生原因

5. 品名及び数量

品 名	材質（規格等）	概算数量 (数・本・kg・m)	摘 要
合 計			

以上のとおり報告します。

監督員

殿

受注者

現場代理人

1. 発生年月日を記入する。
2. 原因別に一葉ずつ作成する。
3. 写真を添付する。

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受 注 者 名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいのので、下記のとおり供給可能量の
情報提供をお願いいたします。

記

1. 工 事 名 : 〇〇自動車道 △△工事
工期：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)
2. 発 注 者 : 東日本高速道路(株) 北海道支社 〇〇事務所
3. 受 注 者 : □□建設(株)
4. 再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量 (m ³)	使用予定月

5. 情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一か月前までに供給可能量を F A X で情報提供
をお願いします。
6. 情報提供先及び連絡先
会社名 :
T E L :
F A X :
現場代理人 :
担当者 :

以 上

再生資材使用計画書

施工工程	利用使途	使用予定数量 (m ³)	再資源化施設供給可能量 (m ³)			使用計画数量 (m ³)		備考
			A社	B社	C社	再生材	新材	
年 月	STA. 000+00 構造物基礎材	80	— —	100 (80)	30 (0)	80		
年 月	STA. 000+00 裏込め材	20	— —	20 (20)	30 (0)	20		
年 月	STA. 000+00 基礎材	100	30 (30)	40 (×)	30 (30)	60	40	B社は他工事に供給予定のため本工事への供給不可

上段 供給可能数量（「—」は供給可能量がない場合）

下段 （ ）書きは使用計画数量（×については供給されない理由を備考欄に記入）

監督員

殿

令和 年 月 日

受注者
現場代理人

間接工事費計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「請負代金額変更の特例」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】				
費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げによる地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
	現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給	
小計				
合計				

以 上

変更間接工事費計画書

（工事名）

（円）

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げによする地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員 殿

受注者
現場代理人

間接工事費の増加費用見積書

(工事名) _____

令和 年 月 日付け 号をもってご通知のあった標記については、
下記のとおり見積りいたします。

記

間接工事費の増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

令和 年 月 日

監督員
_____ 殿

受注者
現場代理人

間接工事費の増加費用同意書

(工事名) _____

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費の増加費用
については同意致します。

以 上

監督員	殿	令和	年	月	日
		受注者			
		現場代理人			

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「請負代金額変更の特例」に基づき、提出いたします。

記

(添付)

- ・ 材料調達変更計画書

以 上

様式－ 1 1 （別添）

材料調達変更計画書

（工事名）

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設鋼材					

※ 実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員 _____ 殿

受注者
現場代理人

材料調達実績報告書の提出について

(工事名) _____

標記工事において、以下のとおり材料調達の実績について報告いたします。

記

対象材料

対象単価項目	調達 予定数量	購入伝票等No.	調達 年月日	調達数量	調達単価	資材調達 金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
						(5) * (6)	

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	
受注者名	
提案項目	
1. 提案内容	
2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)	

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。
※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。
（注）Kcube2による提出とする。

監督員 殿

年 月 日

受注者
現場代理人

熱中症対策実施報告書の提出について

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「熱中症予防に係る対策費用」に基づき下記のとおり提出します。

記

【熱中症対策実施報告書】

項目	実施品目名称	単価	実施数量	実施期間	備考
機械・施設類 (リース品)					

(注)実施状況が確認できる資料及び支払実績が確認できる資料を添付すること

以 上

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路㈱〇〇支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設㈱（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、主任（監理）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者
ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路㈱〇〇事務所に置き、〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

(三者協議会の確認事項等)

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

- 1) ○○○橋の下部工設計及びP○橋脚の掘削斜面安定対策
- 2) ○○トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計
- 3) ……
- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。

- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
- 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
- 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。

- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。

なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。

- 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
- 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。

2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者	東日本高速道路株式会社 北海道支社 〇〇事務所長 〇〇 〇〇
施工者	△△建設株式会社 代表者名
設計者	□□コンサルタント株式会社 代表者名

別添－ 2

令和 年 月 日

監督員

_____ 殿

受注者

現場代理人

施工確認願（車両後退時の通信方法）

（工事名） _____

標記工事について、車両後退時の通信方法について定めたので、確認下さいますようお願いいたします。

記

1. 使用する通信機器	
項目	数量
☐ 携帯型無線機（トランシーバー）	
☐ 携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型）	
☐ その他（ ）	
2. 通信体制（役割及び通信関係）	
3. 通信不能時の対応	
4. その他	
上記 1 ～ 3 以外の工事用車両後退時における安全対策については、別紙のとおり	
【別紙に、各現場での安全対策を記載すること】	

以 上

（注 1）該当する項目の□にレマークを記入すること。
（注 2）使用する通信機器のカタログ等を添付すること。
（注 3）Kcube2 による提出とする。